

# 第 1 回

## 総務文教小委員会会議録

平成 1 5 年 9 月 2 4 日 (水)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

## 第 1 回 総務文教小委員会

日 時 平成 1 5 年 9 月 2 4 日 ( 水 ) 午後 3 時 0 0 分

会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2 F 第 1 会議室

出席委員 ( 9 名 )

委員長	梶田 信三	一宮市議会議員	副委員長	川井 勇	木曾川町議会議員
委員	服部 豊	尾西市議会議員	委員	常川 雄次	一宮市学識経験者
"	友定 良枝	一宮市学識経験者	"	青木 隆子	尾西市学識経験者
"	橋本 照夫	尾西市学識経験者	"	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者
"	松村真早美	木曾川町学識経験者			

議事日程

- 1 . 開会
- 2 . 委員紹介
- 3 . 総務文教小委員会委員長及び副委員長の選出について
- 4 . 議題

( 1 ) 報告事項

報告総文第 1 号 総務文教小委員会の役割について

報告厚生第 2 号 総務文教小委員会のスケジュールについて

( 2 ) 合併協定項目について

提案事項

協議総文第 1 号 女性政策事業について

協議総文第 2 号 広報広聴関係事業について

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

5 . その他

- ・総務文教小委員会の日程について

6 . 閉会

森 輝義事務局長

皆様こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから「第 1 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 総務文教小委員会」を開催いたします。

私、今日司会を担当させていただきます事務局の森と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入ります前に、数点確認をさせていただきたいと存じます。

まず、この小委員会の会議も本協議会同様、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議運営規程によりまして公開としておりますので、ご了承願います。

次に、本日のご出席状況ですが、委員総数 9 名のうちご出席が 9 名となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、今回の会議の議事録の署名についてでございますが、第 1 回協議会にてご承認いただきましたとおり、小委員会については毎回会議録を調製し、後ほどお選びいただきます委員長さんにご署名をお願いいたしますことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

初回の会議でもございますので、本来ならお一人ずつ自己紹介をいただくところですが、次第をはねていただきまして、1 ページの「委員長及び副委員長の選出について」下欄に委員名簿を掲載させていただいておりますので、この名簿をもちましてご紹介とかえさせていただきます。

次に、委員長及び副委員長の選出に移ります。先ほど委員紹介でご覧いただきました 1 ページ「委員長及び副委員長の選出について」をお開きください。

小委員会設置規程第 4 条第 1 項に「各小委員会に次の役員を置く。(1) 委員長 1 名 (2) 副委員長 1 名」、同第 2 項に「役員は、小委員会委員の互選により選出する。」とありますので、委員さんご協議の上お決めいただきたいと思いますと存じますが、いかがいたしましょうか。

服部 豊委員

会議の運営等に精通している議会から出ております 2 号委員で正副委員長をやっていたのがいいと思いますけれども。ほかの小委員会もそのようになっているようであります。具体的には、委員長には一宮の梶田さん、副委員長には木曾川町の川井さんをお願いしたいと思います。

森 輝義事務局長

ただいま委員長を梶田一宮市議会議員、副委員長を川井木曾川町議会議員というご推薦がありました。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

森 輝義事務局長

ありがとうございました。それでは、委員長を梶田委員さん、副委員長を川井委員さん  
にお願いすることに決めます。

恐れ入りますが、梶田委員長さんと川井副委員長さんにおかれましては、前の方の席へ  
お願いしたいと思います。

それでは、これ以降小委員会規程第6条第3項に基づき、進行は会議の議長となります  
委員長さんをお願いしたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

梶田 信三委員長

どうぞよろしく申し上げます。一宮の梶田でございます。総務文教委員会の委員長とい  
う大任を拝しましたけれども、皆様のご協力いただきながら、進めてまいりたいと思いま  
すので、よろしく願いたいします。

第1回目の協議会で、事務局側から2,000を超える事務事業の調整作業を進めていると  
いうお話がございましたけれども、これらのうち住民生活に密接に関連する具体的な事項  
等大変重要な問題の審議を総務文教委員会におきましては、委ねられております。議会議  
員の定数及び任期の取り扱い、特別職の身分の取り扱い、さらには新市の事務組織及び機  
構の取り扱いという問題、また税金の取り扱い、町名、字名の取り扱いといった我々市民  
生活に密接につながるのある項目についてご協議をしていただくことになっております。

また、ご案内のように来年1月から2月ごろより、住民説明会が順次開催されるという  
ことでございますので、できれば遅くとも12月ごろまでには重要な事務事業についての協  
議が整っていなければならないというスケジュールもございます。

本小委員会においても、精力的に皆様方委員の皆様方におかれましては協議を進めてい  
ただけねばならないと思っておりますけれども、どうぞひとつ委員の皆様方におかれましてはご  
協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは、皆様方のご協力をいただきながら、  
厳格な会議運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いたいします。

初めに本日の次第にあります報告事項でございますが、これらにつきましては、既に第  
1回の協議会の段階でご承認をいただいておりますので、要点だけ事務局から簡潔にご説  
明をお願いいたします。事務局。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

2ページでございます。総務文教小委員会の役割についてということでございます  
が、総務文教小委員会の担任する事項ということで、(1)の議会の議員の定数及び任期の  
取り扱いに関する事項、あるいは(2)の地方税の取り扱いに関する事項以下、29のその他  
まで、このように多数ございます。この場合もほかの小委員会に比しても、非常にポリ  
ュームが多い小委員会になっておりますので、皆様方の精力的なご協議をお願いしたい  
と思っております。

次に、3ページでございます。抜粋とさせていただきますが、協議会小委員会  
規程をつけさせていただいております。この第2条で所掌事項といたしまして、規約第  
3条に規定する事務の一部について、調査及び審議をするものとするということござ

います。

次に、第3条でございますが、別表の第3条関係というところを見ていただきますと、総務文教小委員会として9名以内ということになっております。この小委員会はその9名ということで、これからご協議いただくということでございます。

4ページでございます。これは第1回の協議会でお示ししたものでございまして、合併協定項目と、それがどこの小委員会に付託されるかという一覧でございます。この表を見ていただいても総務文教の所掌事務がいかにかに多いかということが一覧できるかと思えます。

続きまして、5ページでございます。総務文教小委員会付託協定項目についてということでございますが、これは総務省の合併の手引き等から協定調整方針をお示ししたものであります。しかしながら、必ずしもこの小委員会の協定調整方針がこのような表現になるかどうかというのは、別ものであります。基本的な考え方ということで、ご理解を賜りたいと存じます。

例えば、一番最初でございます7の議会の議員の定数及び任期の取り扱い、合併市町村の議会の議員については、定数に関する特例や在任に関する特例が定められており、これらの特例措置の取り扱いについて協議する、あるいは9の地方税の取り扱い、次のような場合には、不均一の課税をするかどうか、また不均一課税する場合には、その税目や実施時期等について協議するということになっておりますので、このアとイに書いてございます不均衡が生じた場合には、そういった課税方法もできるということでございます。

6ページでございます。12の条例、規則等の取り扱い、これも新設合併はすべて条例、規則は失効すると。編入合併法は編入される方の条例、規則は失効し、編入する市町村の条例、規則等が適用されることになるということになっておりますので、新設合併の場合は新たに条例、規則等を作り直す必要があるということでございます。

7ページでございますが、15の使用料、手数料等の取り扱いでございます。3行目のなお書きのところからです。使用料、手数料等については、条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において、従来の取り扱いを変更するような場合には合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければならないということを記しております。

次に、8ページでございます。18、町名・字名の取り扱いでございます。市町村の区域内の町・字の区域の設定もしくは廃止、または町・字の区域、もしくは名称を変更しようとする場合は、市町村長が当該市町村の議会の議決を経て、これを定め、知事に届けなければならないということでございます。また、その下に書いてございます合併の際にこれを行うとする場合はあらかじめ協議が必要となると記しております。当然ながら、ここのところもこの総務文教小委員会で、ご議論いただく内容となってまいります。

そのほか、消防団、女性政策、電算システム等々ございますが、また後ほどご覧いた

だきたいと存じます。

続きまして、12ページに移りたいと思います。総務文教小委員会スケジュールについてでございます。左の方に協定項目が並んでおりまして、その右に矢印が書いてございます。これはいつその欄のその項目の協議を開始し、いつ終えるのかを示したものでございます。例えば、一番上の議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、今回9月24日、第1回に提案と書いてございますけど、今回は提案ではございませんが、ここから話し合いを始め、12月25日、これは年内の最後の第4回の全体の協議会でございますが、ここまでに結論を出していきたいという事務局の案でございます。

表を見ていただきますと、例えば10月の第2回、24日でございますが、このところで地方税の取り扱い、あるいは消防団の取り扱いを出してまいりたいということでございます。しかしながら、準備の都合と申しますか、膨大な事務量になってまいりますので、資料が整い次第出していきたいと思います。若干早くなったり遅くなったりすることが出てくるかと思っておりますけれども、それはご了解賜りたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

梶田 信三委員長

ただいま事務局の方から説明がございましたけれども、これらの説明について、何かご質問がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。これは第1回の際に大体大まかな説明がありましたと思いますが、よろしいでしょうか。

質問もないようでございますので、報告事項第1号、第2号につきましては、原案のとおりの内容で進めていきたいと思っております。

の合併協定項目について。の提案事項、協議第1号の女性政策事業でございますが、この項に入らせていただきたいと思っております。当小委員会で協議する項目につきましては、税金など、市民生活に密接にかかわる項目もあります。十分な議論が必要かと存じますが、一方で先ほど説明がありましたように、スケジュールの予定もございまして、年内に大方の道筋をつけなければなりませんので、委員の皆様方におかれましては、活発かつ効率的なご協議をよろしくお願い申し上げます。

また、これからの小委員会での協議の進め方でございますが、事務事業の調整が済んだものからその結果につきまして、事務局かの説明をもとにご質疑をいただき、必要に応じて調整結果に修正を加えながら、決定をしていくという方法で進めていきたいと存じます。

それでは、本日先ほど申し上げましたけれども、本日ご協議いただく事項の中の最初の提案事項といたしまして、協議第1号、女性政策事業について、事務局から説明をお願いします。事務局。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

資料の14ページをお願い申し上げます。協議総文第1号、女性政策事業について。協定項目第23 - 1号。女性政策事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。調整方

針といたしまして、男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとするということで、書かせていただいております。申し訳ありません。協議附属資料ということで女性政策事業という横長のA4の資料、こちらの方をお開きいただきたいと存じます。1ページの方でございます。

女性政策事業といたしましては、一宮市、あるいは尾西市において、男女共同参画推進事業ということで、項目として上げさせていただいております。これは一宮市においては、平成12年3月に男女共同参画計画というのを策定しております。これに基づいて、事業が一宮市においてはなされているということでございまして、一宮の事業といたしましては、2の情報誌「いーぶん」という名称でございますが、これを年2回各5,000部発行して啓発に努めております。

それと、3の懇話会でございますが、一宮市男女共同参画推進懇話会ということで、15名の有識者からなる構成でございますけれども、年2回ここで男女共同参画をいかに進めたらいいのかというような話し合いがなされているということでございます。

4といたしましては、内部会議でございますけど、庁内の推進会議として幹部会の中で、この参画推進会議を持っているということが一宮市の男女共同参画推進事業でございます。

尾西市においては、男女共同参画講演会というのを参画週間に実施しております。その男女共同参画週間というのは、6月23日から6月29日までの間でございますが、この間に講演会を、これは平成13年度から実施されておると。13、14、15ですから、3回ほど実施されたということでございます。

木曽川町については、該当事業はございません。結局のところの調整方針でございますが、合併時に一宮市の制度に合わせるということで、尾西市の講演会は中止するということでございます。中止する理由といたしまして、今後の2市1町合併した場合に、先ほど申しました懇話会というのがございます。ここで新しい市の男女共同参画をどのように推進していくかということが議論されることになってまいりますので、このところで今後の具体の事業が検討されるべきものであって、今回尾西市の講演会というのは、これを機に中止してまいりたいと、これが調整方針でございます。

私からは以上でございます。

梶田 信三委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございましたけれども、ただいまの説明で何か委員の皆様方ご質問がございましたら、お願いいたします。

友定委員。

友定 良枝委員

すみません。今の男女共同参画推進事業なんですけど、1、2、3、4と、一宮でこの4つがなされておりますけど、まだまだ不十分だと思いますし、せっかく「いーぶん」というのが配られていますけど、ちょっと今の配り方だと本当に見てほしい男性の方がまだなかなか見られない状況なので、とりあえず一宮の制度に合わせるということ

において、ここの次第の方にあるんですけど、8ページで、23-1の女性政策事業で、「合併後も新市町村としての男女共同参画社会を目指す行動計画を再編する必要がある」って書いてありますし、先ほどの14ページなんですけど、調整方針として「男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとする」ってなっているんですけど、ここにちょっと文章をつけ加えていただいて、この政策をもっと充実するというふうに新しくもし市町村合併したらもっといいものにしていく、みんなにもっとわかってもらうようにするっていう一文を加えていただきたいんですけど。

例えば、15ページの、ちょっとまた話が飛ぶんですけど、この広報の関係のところ、充実を図るといふふうに最後の2つが出ているんですけど、このような内容の文をここには書き加えていただいて、もっと見直していただきたいなという思いがあるんですけど、お願いします。

梶田 信三委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

先ほど確かに例示で上げさせていただきました中に、行動計画の再編ということが記してございます。この行動計画というのが何を指すのか、ちょっとこの段階ではつまびらかになっておりませんけれども、例えばこれが一宮市のつくった全体の男女共同参画計画のことなのか、あるいはこれをもう少し短いスパンで見た実施計画のことなのか、ちょっとこの文章だけでは判読できません。ただ、今後この男女共同参画というのは、これから重要視されていかなければならない事業であるということは、私どもの方も認識いたしておりますので、ここのところで今友定委員さんがおっしゃいましたこの政策を充実するという表記については、今回は提案させていただいておりますので、次に協議として改めてこれでもよろしいのかどうか、決定していただくところで、今のご意見を十分踏まえながら、表記については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

梶田 信三委員長

友定委員さん、よろしいでしょうか。

友定 良枝委員

ちょっと今の意味なんですけど、次回の委員会でこのメンバーがこのように表記してくださいという意見が多数決であつたら書くということで、もしなかったらなしということですか。

梶田 信三委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

今友定委員さんがおっしゃった意見に対して、各委員さんが「私はそうは思わない」というような反論の意見が多数あれば、この意見はそのまま原案どおり私ども出させていただきますが、異論がないといひますか、皆さんもそれに賛同していただければ、次



回の私どもの方の提案時に、今友定委員さんがおっしゃったニュアンスのことを書き加えて提案して参りたい、そういう意味でございますが、どうかよろしくお願ひします。

友定 良枝委員

賛同するかどうかは今日みんなで採決するというのか、次回で採決するのかどっちなのですか。

梶田 信三委員長

当初は第1回の説明のときにも説明がございましたように、提案事項は、例えば今回は提案事項の提案をする場でございますので、提案をしていただいてそれぞれの皆さんのご意見を言っていただいて、次回の協議の場で決定するというスケジュールになっておりますので、決定をされるのは次回の協議の場で今友定委員さんがおっしゃったようなことも含めて決定をすると、こういうことでよろしいですね、事務局。

友定 良枝委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

梶田 信三委員長

よろしくお願ひします。

ほかにご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。青木委員。

青木 隆子委員

すみません。この情報誌ですけれども、私は尾西市ですので、一度も目にしたことはないんですけれども、次の機会にまで。あっありますか、すみません。見せていただければ。

梶田 信三委員長

それじゃ、皆さんにお配りする分ありますか。皆さんに参考のためにお配りください。

ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、服部委員。

服部 豊委員

合併というのは、原則的に負担は低い方に、給付は高い方という原則になっておりますけれども、全部が全部そんなようにはなかなかいかないとは私も思いますけれども、事務事業等についても、やはり進んでおるところ、いいところを集めてよりよいものにしていくと。さらに新市になった後でもその充実に努めるんだというような提言と申しますか、そういう附帯事項をつけていくという、今友定委員さんですか、言われた大変いいご意見だったと思うんですね。私も同感なのですけれども、この女性政策事業については、一宮市さんが大変進んでみえるということで、私も感心して見させていただきましたけれども、尾西で行っております講演会については、これ廃止と書いてあったものですから、廃止かと思ったんですけれども、今のご説明ですと、新しい市になった上の懇話会でもって、こういう講演会等の取り扱いについても、協議していくんだということでありましたので、結構じゃないかと思ひます。私もさらなる男女共同参画事業の推進をお願ひするような文言を加えたいという意見を持っておりますので、またよろし

くお願いします。

梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。もし、ご意見ございませんようでしたら、この事案につきましては、本日先ほども申し上げましたように、一旦お持ち帰りをいただきまして、次回の委員会でご協議をいただくということでお願いをいたしたいと思いません。

続きまして、同じく2番目の提案事項でございます協議第2号、広報広聴関係事業について、説明をお願いします。事務局。

伊神 正文事務局課長

恐れ入ります。15ページをお願い申し上げます。協議総文第2号でございます。広報広聴関係事業について。協定項目第23-4号。広報広聴関係事業に係る協定方針(案)を次のとおり提案する。調整方針といたしまして、広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、また引き続き情報の提供に努めるものとする。また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聞く方法を検討するなど、合併後も充実を図るとさせていただいております。

恐れ入ります。また、附属資料の方よろしくお願い申し上げます。はねていただきまして、1ページでございます。まず、1の広報でございます。これは一番最初に右側の調整方針を見ていただきますと、一宮市の制度に合わせるということでございます。一宮市と尾西市においては、月2回1日号と15日号、月2回発行いたしております。木曽川町においては月1回、毎月5日に発行しているという状況でございます。これは一宮市の制度に合わせると書いてございますが、尾西市の制度に合わせるという表記しても、これは当然よかったかなという気がしますけれども、月2回発行していくということでございます。

次に、市のホームページでございます。一宮市の場合は職員製作、管理を業者に委託と。それから尾西市は職員で製作されている。木曽川町については全部業者委託であるということで、あるいはサーバーも一宮市は市が管理している。尾西市、木曽川町については、業者のサーバーを使っているということでございます。この調整方針についても、一宮市の制度に合わせるということでございますが、当分の間はそれぞれのホームページは一定期間残して、その後別に新市のホームページを立ち上げるということでございますので、一定時期としては4つのホームページが存在するといったようなことでございます。

次に、映像広報製作・放映でございます。これも同じICCの加盟エリアということでございまして、一宮は「マイシティいちのみや」、尾西市が「ふれあいひろばびさい」、木曽川町が「マイタウンきそがわ」といったことで、映像広報等を作成いたしております。これもりニューアルいたしまして、新市として一本化して継続してまいりたいという調整方針でございます。

それから、市（町）勢要覧でございます。これは市の現況を写真等、統計資料で紹介するものであるということでございます。一宮市も尾西市も木曾川町もこれは発行時期の若干ずれがございますが、5年ごとに発行するというので、各市町やっております。これはどうするかということでございますが、合併時に、仮に平成17年3月に合併したとすれば、17年度に1回発行してその後は5年ごとのサイクルで出していこうという調整方針でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。暮らしの便利帳というものでございますが、これは尾西市の項目を見ていただきますと、行政に関することを知りたいときにこれを見ればわかるという生活に役立つ便利帳を今年度作成される。木曾川町も今年度、暮らしのガイドブックという名称でございますが、作られるということであります。しかし、一宮市は平成3年3月をもって、廃止しているということでございます。これはなぜかという、一宮市では、ペーパーでいろいろ制度を紹介するんですが、刻々とこの制度が変わってしまっていて、お渡しするのはいいんだけど、一部もう既がない制度があったり、あるいは制度として数値が、金額が変わっていたりというようなことがございまして、なかなか時々刻々の変化に対応できない、ペーパーでは対応できないということで、平成3年3月をもって廃止しているようでございます。

今後はホームページ等でそういったタイムリーな情報を提供できるのではないかなという理由もあって廃止したようでございます。調整方針を見ていただきますと、尾西の制度に合わせるということになっております。合併時に、やはり新しい市の情報を網羅してお知らせする必要があるということでございますので、合併時に1回だけ発行し、その後は先ほど申しましたホームページでの情報提供、あるいはその後に6番にございます公共施設案内というもので対応していきたいという調整方針となっております。

先走りしましたけれども、6番のこの公共施設案内でございますが、一宮市の方を読ませていただきますと、市、県、国の公共施設の位置を記載した「市民のひろば・公共施設案内」を作成していると。転入者に窓口で配布するとともに、成人式の出席者に渡しているといったことでございます。尾西市においては、これはございません。木曾川町においては、これに加えて史跡などを記したものを隔年で作っておみえになるということでございます。今後調整方針の結果といたしまして、一宮市の制度に合わせるということになっておりますので、毎年といいますか、これは相当の部数を印刷しまして、なくなったらまた次印刷するという手法だと思っておりますが、そういったことで対応してまいりたいという調整でございます。

次に、7の広報ファイルでございます。これも尾西市、木曾川町においては、毎年印刷して各世帯に配布しています。一宮市については、12年度の配布をもって以降、つくっていないということでございます。これはなぜかといいますと、市民から毎年こんなの配るのはむだじゃないかと、すぐごみになってしまうというような苦情があったこと。それだけの声を聞いて廃止したわけじゃありませんが、行政改革の中の一環として

これは廃止したらどうだという議論がなされ、廃止されたものでございます。調整方針といたしまして、合併時に廃止するという調整がなされております。

次に、8の市民ポスト等でございます。これは市民の皆さんから意見、要望などを聞く手段として、市民ポスト、市民ポストというのは一宮市の名称でございますが、市民ポスト、ファックス、市民メール、市長への手紙等々を受け付けていて、それについて、それぞれ市長、あるいは担当課の方がご返事を申し上げるというものでございます。これは若干名称等が違い、それぞれ市町で同じようなことを行っているということでございます。これも一宮市の制度に合わせるということで、今後も続けていくというものでございます。しかし、ただ1点木曾川町で夜の町長室というのがございます。これについては、廃止してまいりたいということでございます。

9の市政のモニター会議でございます。これはご覧のように、尾西市のみ行われているものでございます。先ほど友定委員からの話にありましたように、これについては広聴というのは、非常に重要な施策であるということで、今後も充実していかなければならないと、調整方針にもうたっておりますように、尾西市の制度に合わせるということで、今後も充実を図るということでございます。

次に、10でございます。3ページでございます。10の市内施設めぐりでございます。一宮市が親子施設めぐり、尾西市が市の施設めぐり、木曾川町が実施しておみえにならないということでございます。まず、尾西市の方から申し上げますと、これは出前講座の一環としてやっているということございまして、団体の申し込みに対して、実施していると。昨年度、14年度は1件のみで、30人が参加されたというものでございます。一宮市は親子施設めぐりで夏休み期間の3日間、1日定員30人で実施しております。卸売市場、消防署、環境センター等をめぐる事業でございます。これも調整方針として見ていただければわかりますように合併時に廃止するというところでございます。これは一宮市の考え方は昭和46年から親子ではないんですけども、一般向けとして施設めぐりを見学会という名称でやっておったようではありますが、この当時は社会資本整備と申しますか、いろいろな文化施設、あるいはほかの施設、いろいろな施設がこのころできている時代でありまして、それを住民の方に見学して意見をいただくことはそれなりに意味があったということでございます。しかしながら、現状においては、施設整備というものがなかなかままならない状態で新しい施設がそれほどできてこない、あるいはその施設自体でもそれぞれ個々に見学を受け付けている、また従前は車が一家に1台ない時代でありましたので、こういったこともそれなりに効果があったと考えておったわけですが、今となってはこれが時代の流れに合わないのではないかという理由をもちまして、今回調整方針として合併時に廃止するというところで書かせていただいております。

次に、11の行政情報案内でございます。これは何かといいますと、NTTの方へ市の情報を広報なり、それから期間的な情報を全部渡しまして、オペレーターが肉声で住民の方々の質問に対してお答えするというところでございますので、閉庁時、あるいは役所が閉まった後等々、何か聞きたいことがあればここに電話かけてくださればオペレータ

ーが肉声で返答するというものでございます。例えば、花火大会でちょっと空模様がおかしいのだけど、あるかどうか、といったことや、それから七夕まつりどこが見どころであるかといったようなことも聞いていただければオペレーターが肉声で対応するというものでございます。これは尾西市、木曾川町にはございません。これもなかなか有用な事業であると考え、一宮市の制度に合わせるといふことで、今後も継続してまいりたいと考えております。

4ページでございますが、広報広聴関係事業の先進事例の書きぶりが示してございます。さいたま市と新居浜市の例を記載しておりますので、参考までにご覧いただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

梶田 信三委員長

ありがとうございました。

1点委員長の方からお願いがあるんですが、ただいまご説明がありました例えば広報とか市勢要覧とか暮らしの便利帳、公共施設案内、広報ファイル等々、現におやりになっているそういうサンプルがありましたら、皆さんにちょっと、見せていただきたい、あった方がいろいろと協議いただくのにわかりやすいと思いますので、お示しをいただければありがたいと思います。よろしく。

伊神 正文事務局課長

用意してございますので。

梶田 信三委員長

それでは、ただいまの事務局の説明に対して何かご質問等がございましたら、お願いいたします。友定委員。

友定 良枝委員

すみません。今配っていただいた以外の話でもいいのでしょうか。

梶田 信三委員長

広報広聴に係る部分なら結構でございます。今事務局から説明があった部分について。どうぞ。

友定 良枝委員

すみません。市内施設めぐりなのですが、廃止される理由はわかりました。でも、今度本当に新たに合併するとしたら、一宮市の人で尾西市、木曾川町のことを知らない人もいると思うし、その逆もあると思いますし、車が本当に普及していますけど、本当に乗れない年寄りの方とか、車を持ってない方ももちろん見えますし、出前講座という形があると言われるんですけど、なかなか個人が何人が団体で集めて、この出前講座お願いしますというふうにはできないものですから、例えば合併したときの、例えば1年目だけでもいいですから、そういうよその地を知るといふことはとっても大切なことだと思うので、こういう企画を立てていただきたいんですけど、そのような計画を考えていただけたらいいなと思いますけど、お願いします。

梶田 信三委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

今回のこの親子施設めぐりについては中止させていただいても、新たな市になって、その市民の方が今まで住んでないところを知るためにという意味で。そうですね。私どもが一番ちょっと困ってしまうのは、私どもの方でこの事業の決定権がないわけでありまして、現課の方からはこういう調整方針が上がってきておりますので、また担当部局の、今日職員も傍聴に来ておりますので、また今友定委員の意見については協議させていただいて、次回までにまた事務方の方、意見をまとめまして、ご報告させていただくということでもよろしくお願い申し上げます。

友定 良枝委員

ありがとうございます。ちなみに担当部局というのはどこになるのですか。

梶田 信三委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

一宮市の例でいえば、秘書広報課でございます。

梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。ただいまの友定委員からのご発言はまた次回の協議のときに各委員さんでご協議をいただくということをお願いしたいと思います。

ほかに。はい、松村委員さんどうぞ。

松村 真早美委員

8の市民ポスト等のところで、木曾川町には夜の町長室というのがあるのですが、直接町長と話をして、意見を聞くということはとても普通ではあり得ないことでしょうし、珍しいことだと思いますし、住民にとって意識の啓発にもなる、大変いいものだと思うんですが、それを廃止されるという、その理由を一度お聞きしたいんですが。

梶田 信三委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

木曾川町の方から、担当から聞き及んでいる内容といたしまして、この年間13件でございますが、月にお一人ぐらいだと思いますけれども、リピーターの方がほとんどだということでございます。そこで、実際問題、あまねくいろいろな方の住民から、ご意見を伺うようなシステムになっているのかどうかというような意見がありまして、こういうことにさせていただきました。

これも、確かに直接首長の考えを聞く、話を聞くという機会は非常に有意義と申しますか、そういう考え方も確かにあるかと思います。ただ、これは木曾川町出身の住民の方に対してちょっと失礼な言い方かもしれませんが、木曾川町さんのクラスの人口規模なら、多分これはできるかと思いますが、これが36万となった時に、我も我もと

いった場合に、首長が対応できるのかということもございます。しかしながら、市長として住民の方の意見を聞くということは先ほど申しましたように、これは有意義なことであると考えておりますので、一宮市の例を例えれば、市長が年に1回ほどですけれども、住民の皆さんと懇談会と申しますか、意見を聞く会というようなものを毎年ではありませんが、例えば総合計画をつくる時とか、いろいろな機会をとらえてやっておりますので、そういったことを今後も継続してやっていったらどうかと思いますし、また実際にご意見を取り入れるということは先ほど申しましたように、行政として重要なことであろうと思っております。その下の市政モニターなんかを今後も充実して市民の方の意見を聞く機会をこれからも拡大していきたいと考えております。

梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

服部委員。

服部 豊委員

先ほども言いましたように、進んでいるところ、優れているところを取り入れて新市が一番すばらしい施策をやっていくというのが原則でなければならぬと思うんですね。そういう意味では今日出されておりますのはおおむねそのようになっているようすけれども、中にはそうでないものもあるものですから、申し上げたいんですけれども、一つは先ほど友定さんも言われたように、この10項目の施設めぐり、これこそ新しい市になったときに、その市をよく知るという意味では、特に最初の方では必要になることじゃないかなと、これまた検討するということですので、ぜひ入れていただけるようお願いしたいと思います。

それから、7項目目の広報ファイルについても、尾西も木曾川も出していると、ところが一宮は平成12年廃止したと、12年分の配布をした以降していないということで、なぜやめたか、先ほどのご説明ですと、市民からむだではないか、ごみになるだけだという意見があったということなんですけれども、これを、このファイルをいかに活用していただくかといいますか、いかに使ってその広報等を綴じて、みずからの自分たちのまちを知る、市の情報を知ると、そのように使っていただけるようにすることこそ重要じゃないでしょうか。特に新しい市になれば、その市に対する愛着をすべての市民の皆さん持っていただく必要も、別に押しつけるわけじゃないんですけど、私たちの尾西市でいえば、「尾西市民であることに誇りと責任を持ち」という市民憲章がありますけれども、そういった市民に皆さんなっていただくということが必要だと思うんですね。広報が一旦来たら、見るか見ないかのうちにごみ箱の方へ行っちゃっているという状態が各家庭そうだとということでは余り望ましいことではないと思うんですね。そうならないためにもぜひこれも必要な施策だと思うのですけれども、どうでしょうか。

梶田 信三委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

服部委員おっしゃるとおり、この合併における事務事業の振り分けの方針といたしまして、これは第1回の協議会の方でもその調整方針というのを私どもの方から出させていただいております。いわゆるサービス、負担の公平が原則であるということと、これも服部委員の方から言っていただいたと思えますけれども、既存の事務事業を見直す好機であり、新市の円滑な行財政運営がされるよう、事務事業の整理、合理化を積極的に進めるものということの後段に書かせていただいております。

そういった意味で、今回のこの7の広報ファイルは一宮市が行革の一環で廃止したということをもって、廃止したいという調整方針に書かせていただいておりますが、今服部委員さんのおっしゃったこともむべなるかなと思います。ただ、しかしながら、毎年同じものを印刷することについての是非、これは議論をしていただくべきことかなと思っております。私どもはこの調整方針を事務局として出させていただいておりますが、もちろん拘泥するものではありません。各委員さんが賛否を表していただいて、やっぱりこれはあった方がいいよということであれば、この調整方針は変えさせていただくのはやぶさかではございません。

以上でございます。

梶田 信三委員長

服部委員。

服部 豊委員

ぜひお願いしたいと思うんです。というのは、尾西で80万ぐらいですか、木曾川町さんで45万ぐらい。一宮さん全部やってもそう莫大な費用がかかるわけではないと思いますし、毎年じゃなくてもいいんじゃないですか。1年としても、今出しているのがいっぱいになるかならないかぐらいです。もう2年ぐらい使えるようにとか、あるいは毎年中身は変えて使えるようにとか、活用していただくということが大事なものですから、ぜひお願いしたいと思うんです。

梶田 信三委員長

ただいまの服部委員さんのご意見、またこれも次回の協議会のときに各委員さんのご意見を承りまして、結論を出したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

他にご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。常川委員。

常川 雄次委員

11の市政情報案内ということで、一宮の制度に合わせるということで、民間会社に委託しということですが、これの利用頻度といいますか、ちょっと思ったのは、市政情報案内ですと、2の市のホームページ等とダブっているようなところがあるので、簡略化できないかなという思いがありまして、利用頻度というので、ちょっとわかりましたら、教えていただけますでしょうか。

梶田 信三委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長



平成13年度が1,351件、平成14年度が極端に増えていますが、4,061件ということでございます。これは先ほど申しましたように、例えば屋外のイベントが今日あるのかなのかといったような、このタイムリーな情報を得たいがための件数の多さではなからうかと思えます。先ほど委員さんおっしゃったホームページ等での対応云々ということではありますが、今2時間後、2時間後はオーバーですね、今日の昼にかけて夕方の話を聞く場合になかなかホームページでは対応し切れない場合がございますので、一宮市としてはこのホームページと合わせ技といえますか、そういったことで、この情報提供をしているようであります。これは現課、担当の方もぜひそういったことで花火とか七夕とかいった、屋外行事だけではありませんけれども、特にそういったものを中心に情報提供してまいりたいという意向を持っております。

梶田 信三委員長

はい、どうぞ。常川委員。

常川 雄次委員

はい、すみません。あんまり数多いとびっくりしますが、4,000件とあれば難しいかなと思えますし。でも、せっかく市のホームページを市が管理されてますので、その時間外もありますから、午前7時から午後11時まで受け付けということなので、どうでしょう、タイムリーな情報があれば難しいかなと思えます。ありがとうございました。

梶田 信三委員長

ほかにございませんでしょうか。

ないようでございますので、このことにつきましても、また本日のところはお持ち帰りをいただきまして、また次回の委員会でご協議をいただくということでお願いいたします。事務局。

伊神 正文事務局課長

一つだけ確認させていただきます。いろいろなご意見ちょうだいいたしました。とりあえず事務局といたしましては、第2回目、この提案と同じ内容でまた協議事項として提案させていただきます。そこで、皆さんに協議いただいて、修正するところは修正していくといった方向でとりあえず次回もこの内容で示させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

梶田 信三委員長

ただいま事務局の説明のとおりでございますので、次回の協議でそれぞれの皆さん協議をしていただきまして、修正すべきものは修正するというところでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日最後の議題でございます「議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて」を事務局の方からご説明をお願いします。事務局。

伊神 正文事務局課長

16ページをお願い申し上げます。議会議員の定数及び任期に関する特例について。協定項目7でございます。まず、1に一宮市、尾西市、木曾川町の議会議員の現況という

ふうで表に書かせていただきました。上から法定定数、条例定数、現員数、それから任期と書かせておりますが、下から2番目の現員数、一宮市が36、尾西市が25、木曾川町が20、計81名というのが現在の議員の総和でございます。

ちょっと飛ばさせていただきます、2の合併が行われた場合の議会議員の身分でございます。新設合併と編入合併によって異なってまいりますということでございます。新設合併の場合は合併関係市町村の議員はすべて失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行うということでございます。右側の編入合併の場合、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される議会の議員は失職する。ただし、合併後の議会議員の定数が編入する議会議員の定数を上回る場合には、その上回っている定数分について、増員選挙を行うことができるというものでございます。この説明資料が資料6-1、6-2、6-3ということになってはいますが、また後ほどご説明申し上げます。

17ページの3でございます。議会議員の定数及び任期の取り扱い等を協議する上での留意点でございます。以下の3点から検討するというところでございますが、特例法を使用しない、それから特例法のうちの定数特例を適用する、それから在任特例を適用する、この3つの中からということでございます。

その決定する方法といたしまして、次の全国の事例から次の方法が考えられるとしております。1として、2市1町の議会で協議し、総務文教小委員会を経て、合併協議会で決定する方法。議会の代表である議長が協議し、総務文教小委員会を経て、協議会で決定する方法。総務文教小委員会のみで協議し、合併協議会で決定するというところでございます。その他となっておりますが、いずれかの方法で協議して決定していくということになるかと思っております。これについても、後ほど資料6-4でご説明申し上げます。

次に、参考といたしまして、市町村議会議員の退職年金に関する特例についてでございます。市町村の議員が在職12年以上で退職したときに退職年金が支給されるということになっておりますけれども、ところが合併でその任期の途中で失職した場合には特例が設けられているということでございまして、 から までの条件を満たした場合に特例が受けられるということでございます。参考までに書かせていただきました。

18ページをお願い申し上げます。資料6-1でございます。定数・在任に関する特例についてということで、まず18ページでございますが、1、新設合併の場合、一番上の地方自治法による原則となっております。すべての合併関係市町村の議会の議員は失職する。また、アンダーラインのあるところでございますが、市町村の設置の日から50日以内に同法第91条第1項による合併市町村の人口に基づき算定された定数による新市の議会議員の設置選挙を行うということになってはありますが、下図 のパターンとなっておりますが、下の方の の原則というこの表と申しますか、図を見ていただきたいと思います。合併の日から50日以内に設置選挙をするのでございますが、人口30万から50万未満の定数というのは自治法91条で46人でございますが、46人を限度として選挙するというところでございます。

次に、また上の表に戻っていただきます。合併特例法による特例ということで、定数特例、上の方の段、定数特例でございます。設置選挙に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の上限数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができるということでございます。これも下の方の図を見ていただきますと、定数特例となっております。設置選挙、合併の日から50日以内に選挙をするのですが、先ほど申しました30万から50万の91条による定数46と申しましたが、その2倍まででございます。2倍に必ずしなくてはいけないものじゃなくて、2倍まで決められた人数で選挙をするというものでございます。この任期は4年でございます。

また、上の表に戻っていただきまして、在任特例の欄でございます。表の一番下でございます。合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、合併関係市町村の協議により最長2年間在任できると記してございます。これは一番下の表を見ていただきますと、在任特例のところでございますが、いわゆるこれは選挙なしということでございまして、今現有の議会議員でみえる議員さん、一宮市36、尾西市は12月選挙がございまして、定数26から22になるということでございますので、22と書いてございますが、尾西市22、木曽川町20、トータル78議員が2年以内選挙なしで議員として在任できるというのが在任特例というものでございます。

続きまして19ページでございます。これは編入合併の場合でございますが、2として例えば一宮市に編入合併の場合ということでございますけれども、一番上地方自治法による原則、編入合併をする市町村の議員の身分には変動がなく、編入される市町村の議員はその身分を失う。ただし、合併により人口が急増した場合には議員定数を増加させることができる。この場合、増員選挙を行う事由の生じた日から、50日以内に増員選挙を行うということでございます。これもこの原則ということで、下の図をご覧くださいと思います。

合併の日から50日以内に増員選挙を行うのですが、一宮市の36人はこのまま在任ですので、先ほど申しました法定数の46引く36、イコール10人を新しい市全域で10人の増員選挙を行うというものでございます。この在任期間は一宮市の議員の残任期間でございますので、平成19年4月まででございます。

次に、また上に戻っていただきまして特例でございますが、定数特例、編入する市町村の条例定数に人口比率を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数とし、編入される市町村ごとに選挙区を設けて増員選挙を行うというものでございます。これも2の定数特例の図をご覧くださいと思います。

この一宮市36人はこのまま在任でございまして、尾西市の増加定数8人、木曽川町の増加定数4人となっておりますが、この数はこの下にある米印のところの「増加定数イコール」というところがございまして、編入する市町村の旧定数掛ける編入される市町村の人口割る編入する市町村の人口ということでございますので、例えば尾西市の例にこの式を当てはめてみますと、編入する市町村の旧定数は一宮市でございます、ここに

36が入ります。編入される市町村の人口ですので、尾西市5万七、八千でしょうか、その数字がここに入ります。編入する市町村の人口ですから、一宮市の人口が入りますので、28万余の数字が入ります。その計算をしていくと、8.何がしの数字になってまいりますので、出た数字が8でございます。木曽川町も同様の計算式をして出しますと、これは4人ということになりますので、この選挙を尾西市の8人は旧尾西市の地域のみで8人を選抜すると。木曽川町は旧木曽川町のエリアをもって、4人を選ぶというものでございます。これも期間としましては、一宮市の残任期間でございますので、19年4月まででございますが、その間は8プラス4プラス36で議員総数が48人ということでございます。

次に、表に戻っていただきまして、在任特例でございます。一番下でございますけども、編入される市町村の議員が編入する市町村の議員の残任期間に相当期間引き続き在任するということでございますが、これも下の表でございます。在任特例。これも一宮市36人はそのままでございますが、尾西市22人、木曽川町20が選挙をせず、在任できるということございまして、この期間としましては、一宮市の議員の残任期間でございますから、平成19年4月までということでございます。

これが一通りの新設・編入の合併の原則、特例でございますが、もう一つ例がございまして、すみません。今の合併特例法による特例の定数特例、在任特例の表の右側に書いてございますが、合併時に先の定数特例、または在任特例を適用した場合は合併後最初に行われる一般選挙において、編入される合併関係市町村の区域ごとに選挙区を設け、先の定数特例による定数によることができるということでございますが、わかりにくいと思います。20ページをお願い申し上げます。

でございますが、仮に先ほど申しました定数特例をとった場合、尾西市で8人、木曽川町で4人ということでございますが、このトータル48人というのは、一宮市の在任期間でございますので、19年4月まででございますが、次の選挙、19年4月に行われる選挙においても、もう1回だけでございますが、この手法がとれるというものでございます。

次に、でございますが、在任特例プラス定数特例ということで、先ほどの在任特例をとった場合、36プラス22プラス20、トータル78を19年4月までこの手法をとって、その次の選挙においても、今申しました旧尾西市で8人、旧木曽川町で4人、それから旧一宮市で36人、こういった言ってみれば、小選挙区制のようなものをもう1回だけとれるというのがこの定数特例プラス定数と特例と在任特例プラス定数特例というものでございます。

次に、21ページ以降はそれぞれ関係する法令といたしまして、地方自治法、あるいは公職選挙法、合併特例法を書かせていただいておりますので、また後ほどご覧いただきたいと存じます。

24ページをお願い申し上げます。議員の定数、任期についてのこの特例のときの有無によるメリット、デメリットということでございます。上から原則どおり定数特例をと

った場合、在任特例をとった場合、それぞれまた新設合併、編入合併と、ちょっと細かい表になっておりますけれども、例えば原則どおりをした場合の新設合併、一番上の欄でございます、のメリットとしては、現状より議員報酬がトータルで減になると、それと首長選挙と同時選挙が可能であると。また、その右を見ていただきますと、デメリット欄ということでございまして、現状より住民の意見が反映されにくいということでございます。この場合に現状は2市1町で78人の議員がお見えになりますが、原則をとれば46人ということになってまいりますので、差し引き32名の減となりますので、住民の意見が反映されにくいというデメリットが出てまいるというものでございます。

それぞれの欄でメリット、デメリットが書いてございます。似たような表記になっておりますけれども、こういった長所、短所があるということで判断材料としていただければと思っております。

次に、25ページでございます。すみません。これ誤植がございまして、一番最初に机の上に置かせていただいたものが正解でございます。後ほど差し替えの方をよろしくお願い申し上げたいと思います。

新しいものでご説明申し上げたいと存じます。先進地の事例といたしまして、合併特例の原則、特例を受けない場合、あるいは定数特例をとった場合、在任特例をとった場合、そういった先進事例を書かせていただきました。例えば、上の方の合併特例措置の適用を受けない、括弧と書いてあるところは、飛騨市とか京丹後市とか御前崎市、今後合併されるところが大半でございますけれども、右から3番目の欄で、議員総数と書いてございます。これはそれぞれ合併関係市町村の議員の総和でございます。全部足したらこの数というものでございます。それが右の欄見ていただきますと、新定数(法定数)となっております。合併した後のこの規模の自治法上の定数は括弧の中です。左側の新定数というのは、この合併後の市町村が自分たちで決めたその法定数の範囲内の数がこれであるということでございまして、例えば飛騨市は法定数が26で、そのまま26でいくよということでございます。これが3つ目の御前崎市ですね、これは法定数は26けれども、自分たちで議員の数は18にしたということを表していると見ていただければと思います。

次に、真ん中の欄の合併特例法第6上適用、定数に関する特例ということで、定数特例を使った場合ということでございまして、呉市と佐渡市がこの定数特例を使ったということで、これもちょっと見にくくなってございますので、ご説明申し上げますが、呉市の場合は合併した後の法定数が38でございますが、現在の呉の合併前の定数が34でありまして、下蒲刈町と読むんでしょうか、編入されるところの町を2名ということで、その選挙区をその下蒲刈町のところにエリアを限定して2名の増員選挙を行い、呉の定数34プラス2の括弧の中、計36名ということでございます。ですから、ここについては、法定数括弧の中に書いてあります38よりも、定数特例をとったとしても少ないという状況になっております。

次に、佐渡市の場合は法定数というのが30であるけれども、新設合併の定数特例を使

って、30掛ける2の60人にしたということを表しているものであります。

次に、在任に関する特例をとったところ。篠山市から西東京市、さいたま市、ずっとでございますが、今まで合併したところは大半のところと言っても過言ではありませんが、在任特例をとっておるといふものでございます。これも右から3番目の欄が58、48、100という数字になっておりますけれども、各合併関係市町村の議員の総和の数をあらわしておいて、在任特例ですので、この数のまま一番右に書いてある期間、現員で在任されるというものであります。ちなみにその右のところに書いてあるのが、括弧書きしてあるのが法定数でございます。そのように見ていただければと思います。

最後でございます。26ページをお願い申し上げます。議会議員の定数及び任期決定までのスケジュール(事務局素案)とさせていただきます。一番左の四角でございます。これは本日9月24日、第1回総文小委員会、事務局から資料を提供させていただきました。矢印が右の方に来ております。

2回目10月24日、第2回総文でございます。各議会での協議結果について調整ということになっておりますが、この矢印の下のところ、各市町の議会にて次回小委員会までに協議をしていただいたらどうかということでございます。その協議の内容といたしましては、新設編入合併の、今この合併自体が新設か編入が決まっておりますので、新設と編入合併の両面立てで協議したらどうか。特例措置をとるかどうか。あるいは特例をもしとるならば、定数が在任かどちらをとるのか。定数特例ならば、定数と任期についても協議する必要があるといったことをそれぞれ議員さんにおかれては、10月24日第2回までにいろいろな各方面と協議していただきたいというのが私どもの考えでございます。

2回目を受けて、矢印が左の方へ行っております。第3回で11月26日の第3回の総務文教小委員会でございます。事務局から示す調整方針案を提案、これは第2回までの協議の内容を私ども踏まえまして、皆さんの最大公約数はこうであろうといったものを提案させていただけたらなということでございます。これは予測でございますけれども、括弧書きに10月末ごろに合併の方式が決まると仮定ということになっておりますので、これが決まらなければ若干このスケジュールも乖離が生じてくるわけでございますが、ここで大体決まるのではなからうかという想定のもとに、私どもの事務局案をこの時期に出させていただきたいということでございます。

それを受けて、12月19日、第4回の総務文教小委員会でのこの小委員会としての議員の定数、任期について、調整方針案をご決定いただきたいと思います。その決定を受けて12月25日第4回の全体の協議会でこれを全員の方にご決定いただくというスケジュールを考えております。これについては、先ほど冒頭委員長のあいさつの中からもありましたように、年明け1月の中旬から2月にかけて、住民説明会を事務局の方で行いたいと考えております。これについては、議員の定数、任期について、これは住民の方々もかなり関心の高い重要事項であると考えておりますので、できますならば、このスケジュールをもって、ご協議、ご決定いただきたいと思いますというものでございます。

少々長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

梶田 信三委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明ございましたように、合併の方式がまだ定まっておりませんので、合併の方式につきましては、新市建設の小委員会で議論をされる予定になっておりますが、議会制民主主義を支える議員の身分にかかわる問題でございますので、十分に協議をしなければならないと思います。住民の方々にとっても、非常に関心の高い事項であろうと思いますので、本日説明がありましたように、基礎的な事項についての資料を示していただきました。議員の委員の方だけではなく、市民選出の委員の方々にもぜひ忌憚のないご意見をお聞きしたい項目でございます。ただいまの事務局の説明について、何かわからないこと、疑問のところございましたら、どうぞご意見をお願いいたしたいと思います。

友定委員。

友定 良枝委員

すみません。ちょっと今説明を受けて、すごく難しくて、正直言って頭の中が混乱しているんですけど、議会の方では木曾川町とか尾西市とか一宮の方では、例えば新設だったらこういうふうにしたいとか、編入だったらこういうふうにしたいとか議会では話し合われたことはあるんですか。委員長さん、すみません。教えてください。

梶田 信三委員長

私がお話していいかわかりませんが、今のところまだそんな具体的なことは話しておりませんし、小委員会の皆さんのご意見を聞きながら、議会の方でも協議をしたい、このように思っております。

川井 勇副委員長

同じく木曾川も同等でございます。よろしくお願いいたします。

梶田 信三委員長

よろしいですか、友定委員。

友定 良枝委員

はい。

服部 豊委員

いろいろなパターンがあるものですから、本当は初めて聞かれた方は、ほかの委員さんも何が何やらよくわからないというような状況があるんじゃないかと思えますけれども、決定までのスケジュールについての事務局の素案、資料の6-4、こういうスケジュールで私は結構だと思います。今友定さんから、ご意見あったのですけれども、各議会の方では相談しているのかというお話ですけれども、実は尾西市の議会においては、9月の定例議会が終わった後議員の自主的な研修会がありまして、そのときに全議員でもって、この議員の定数及び任期についてどういうふうにするかということで、相談しているんです。

それで、すべての議員が一致したわけですがけれども、これは尾西の議会としてはこう

いう意向ですよということをぜひ皆さんに知っていただきたいと思って発言するわけ  
ありますけれども、議会の議員というのは、ご承知のように選挙で出る、その任期は4  
年間というのが原則なんです。ですから、合併の前に特例によって4年を超えるという  
ケースも時々生じるそうでありまして、今回の場合は新設にしる、編入にし  
る、期限がまだ決まっておりませんが、当初の目標としておった平成17年3月と  
いうことになりますと、どのケースをとったとしても、任期4年を超えるようなことは  
ないわけなんです。ですから、こちらの議会のすべてとしては在任特例、新設にし  
る、編入にしる、在任特例を適用していただきたいというのが議会の全員の意向だっ  
たんですね。

それはメリットのところを見ていただくとわかると思うのですが、資料6-2の  
、これに現議員を確保できるので、住民の意見が反映可能であると、それぞれの地域  
からそれぞれ経験を持った議員が新市のスタートラインのところ市政運営に参画して  
いくと、こういった意味では住民の意見が反映ができやすいだろうと、そしてまた議員  
の不在期間がないと、継続性が保てると。なおかつ任期については、尾西市の場合だけ  
はちょっと3年と3、4カ月ということですが、木曽川町さんにおいてはほぼ4  
年近くということで、いいんじゃないだろうかというようなことを協議したわけであり  
ます。

ちょっと具体的に言いますと、18ページですね。新設合併の場合には一番下にありま  
す の在任特例、つまり特例新設の場合でありますのは2年以内というのは、この2年  
以内ということになるのか、今のところわかりませんが、2年以内にすべての  
合併時の議員が引き続いて議員としての役割を果たすと。そして、編入合併の場合、右  
のページ、この場合については、これも です。 という複雑な特例もありますけれ  
ども、一番単純な の在任特例、これは一宮市の在任期間まで継続して職務を果たすと  
いうのがいいのではないかと。これは私の意見ではなくて、尾西の議会、一致しての意  
見でありますので、それを踏まえてまたそれぞれの一宮市さんにおかれても、木曽川町  
さんにおかれても、尾西はそういう意向があるということ踏まえてご論議いただければ  
ありがたいと思います。

梶田 信三委員長

ありがとうございました。

他に何か。葛谷委員さん。

葛谷 昭吾委員

これ一番議員さんの定数ということは重要なことだと思っております。今尾西の議員  
さんから話がありましたけど、私は議員じゃありませんので、特例を使うということに  
は賛成しかねますが、次回にはまたそのこともはっきり言わせていただくつもりでござ  
います。これで、新設か編入かということですが、これは両立でいくということも考  
えられますけど、これは早い時期に新設か編入かということを決めた方がいいじゃない  
かと思っておりますが、明日、新市建設計画作成等小委員会がありますので、この



ときにもこの話を出してどちらの方向に進むかということ。あした25日あるんです、2時から。私それにも入っておりますので、新設か合併か、どちらかを決めないと話が前に進まないと思いますので、これが早いこと決めたいと思っております。

いろいろなことにつきましては、今日は資料を提出されたということだけですので、この程度にさせていただきます。

川井 勇副委員長

木曾川の川井でございます。

副委員長でございますが、先ほどは尾西の精神的なご意見いただきましてありがとうございます。私どもは実は9月1日の当初の議会で説明が足らんと、足らんからひとつ特別委員会を作れという緊急動議が出まして、実は特別委員会を設置しました。それで、ご案内のように5つの小委員会ございますね。5つの小委員会の次が今月は30日ですね、最終が。30日の協議会終わりましたら、即10月6日の日に9時30分から特別委員会を設置しますので、ただいま尾西市さんの服部先生から、議会全体の空気も参考にお聞かせをいただきまして、これも皆さんにご報告しながら、検討を加えていきたいと。ぜひ葛谷委員さん双方に関連しておみえになります。消防団長もやられて、大変ご立派な方でございますので、ぜひ6日の日に特別委員会を始めますので、ぜひ傍聴方に来ていただくとありがたいなと、こんなことを重ねてお願いして終わります。ありがとうございました。

梶田 信三委員長

それぞれご意見がございました。葛谷委員さんお話のように、25日に新市建設小委員会がございまして、できるだけ早い時期に合併方式が決まると、関連してきますので、期待をいたしたいと思っております。

ほかにご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃ、活発にご協議をいただきまして、ありがとうございます。

確認させていただきますけれども、議会の議員の定数及び任期の取り扱いにつきましては、1点目として事務局から示されたスケジュールに沿って決めていきたいと思っております。

2点目に方式と連動いたしますけれども、新設と編入となった場合の2通りどちらがなっても対応できるような形で、ぜひ検討していただきたい。そうしないと、なかなか時期的な問題もございまして、ぜひ両立てで、ご協議をいただきたいと思っております。

3点目といたしましては、本日は事務局の方から示されました、ただいまの基礎的な情報、これを踏まえまして、先ほどちょっと議会の方でも既にもうお話がございましたけれども、議会の方ともご協議をいただきまして、その結果を次回の委員会にお持ちをいただいて、再度協議をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ただいま申し上げました、このような方法で協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日予定をしておりました協議事項は以上でございます。

その他といたしまして、総務文教小委員会の日程について事務局の方からご説明をいただきたいと思います。事務局。

森 輝義事務局長

それでは、その他「総務文教小委員会の日程」についてご説明させていただきます。最終の27ページ、資料7をご覧くださいと思います。

次回「第2回総務文教小委員会」は平成15年10月24日金曜日午後2時からを予定しております。開催場所につきましては、新市建設計画作成等小委員会以外の小委員会はそれぞれ委員長さんの所属される市で開催したいと存じますが、次回の総務文教小委員会は会場の都合により、一宮スポーツ文化センター2階の第2研修室で開催しますので、よろしく願いいたします。

第3回と第4回につきましては、本日と同じここファッションデザインセンターで開催させていただきます。また、改めて文書でご案内を申し上げますので、よろしく願いいたします。

また、それぞれの小委員会の資料につきましては、今回同様事前にお送りいたしますが、全体の協議会資料については小委員会の結果を取りまとめ、作成いたしますので、協議会及び小委員会の日程の関係上事前配付はできかねます。その点ご理解の上、ご了承賜りたいと思います。

その他につきましてはの説明は以上でございます。

梶田 信三委員長

ありがとうございました。

大変長時間にわたり、熱心にご討議をいただきましてありがとうございます。本日予定をいたしておりました議題は以上でございますので、総務文教小委員会を閉会をさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 4 時 3 5 分 閉会

---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 5 年 1 0 月 6 日

会議録署名委員 梶 田 信 三 ( 自 署 )